

平成 23 年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成 23 年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査及び検査の基本方針に基づき、以下の審査基本計画及び検査基本計画を策定する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証

監査の品質管理について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について、重点的に検証する。

(2) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の品質の向上が図られることが重要であることから、検査や品質管理レビューにおける指摘の状況を踏まえ、監査事務所における実効性ある改善を確保するとの観点から、品質管理レビュー制度の適切性を検証する。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

上場会社 100 社以上を被監査会社とする監査法人又は常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国際的な動向等を踏まえ、協会からの報告に係る審査結果に基づき、原則として検査を実施する。

上記監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の締結、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み等の状況を確認するため、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。